

## 商 品 概 要 説 明 書

(2026年6月1日現在)

|   |   |
|---|---|
| 1.商品名   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スーパー定期貯金」＜単利型＞<br/>（愛称：サマーキャンペーン2026定期貯金〔スーパー定期〕）</li> </ul>   |
| 2.ご利用いただける方   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方</li> </ul>   |
| 3.期間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式1年（自動継続：元金継続または元利金継続）</li> </ul>  |
| 4.預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・30万円以上 1,000万円未満</li> <li>・1円単位</li> </ul>   |
| 5.払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻しできます。</li> </ul>  |
| 6.利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示利率に0.15%上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として自動継続時のスーパー定期貯金（単利型）1年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br/>※）2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul> |
| 7.手数料   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・－</li> </ul>  |
| 8.付加できる特約事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます。<br/>（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>   |
| 9.中途解約時の取扱い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>10.貯金保険制度<br/>(公的制度)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象<br/>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>   |
| <p>11.苦情処理措置<br/>および紛争解<br/>決措置の内容</p>   | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店、または金融共済部(電話：049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>   |
| <p>12.その他参考と<br/>なる事項</p> <p>(1) 募集期間</p> <p>(2) 中途解約</p> <p>(3) 販売条件</p> <p>(4) ポイント<br/>サービス</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2026年6月1日（月）～ 2026年7月31日（金）</li> <li>※募集上限100億円に達した場合、販売を終了いたします。</li> <li>※金融情勢の変化等により、予告なく取扱期間中に本キャンペーンを終了、または内容を変更する場合があります。</li> <li>原則として期限前の解約は認めません。やむを得ず満期日前までに解約する場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。</li> <li>非営業日の中途解約、満期解約はできません。</li> <li>この定期貯金は、新規に預け入れていただけのご資金に限定させていただきます。新規とは、キャンペーン期間中、当JAに現金（小切手）、振込等によりお預け入れされたご資金です。既にお預け入れの定期貯金の満期資金や解約金、また普通貯金の出金等による預け替えは対象外となります。</li> <li>組合員ポイントカード又はポイント機能付きJAカードをお持ちの方については、預入金額に応じて預入金額1万円につき1ポイントを付与いたします。</li> <li>※利子税20.315%を源泉徴収させていただいたうえで付与いたします。</li> </ul> |

詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

JAいるま野